|  |
| --- |
| 稚内市立富磯小学校いじめ防止基本方針令和５年４月 |
|

【目　次】

はじめに

　　Ⅰ いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項　…　　１

　　　１　いじめの定義

　　　２　いじめの内容

　　　３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

　　Ⅱ　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項　　　　　…　　５

　　　１　学校いじめ防止基本方針の策定

　　　２　いじめ防止等の対策のための組織の設置

　　　３　いじめの防止等に関する措置

　　　　・早期発見・事案対処マニュアル　　　　　　　　　　　…　１１

　　　　・いじめ発見・見守りチェックシート　　　　　　　　　…　１２

　　　　・主な相談窓口　　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　１３

　　Ⅲ　その他の留意事項　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　１４

　　　１　学校評価を踏まえた取組の改善

　　　２　校内研修の充実

　　　３　校務の効率化

　　　４　地域や家庭との連携

　　Ⅳ　重大事態への対処　　　　　　　　　　　　　　　　　　…　１５

　　　１　重大事態とは

　　　２　学校における重大事態の対処

　　　３　重大事態対応フロー図

　　Ⅴ　学校いじめ防止プログラム　　　　　　　　　　　　　　…　１６

　　【別紙資料】

　　　＜別紙＞　いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

**はじめに**

いじめは，いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な

成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では，これまでも，いじめは決して許されない行為であるとの認識の下，いじめら

れている子供がいた場合には最後まで守り抜き，いじめをしている子供にはその行為を許さず，毅然と指導するとともに，どの子供にも，どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上，その防止と対処に努めてきたところです。

 いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，児童や教職員，保護者等が

より良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携

し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

 そのため，本校においては，「いじめ防止対策推進法」に基づき，「いじめの防止等

のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に，いじめの防止

等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定する

とともに，学校いじめ対策組織を設置し，いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅

速な対処に努めます。

**Ⅰ　いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

１　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」では，いじめを次のように定義しています。

|  |
| --- |
| 第２条　この法律において「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍す　　　る学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行　　　う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる　　　ものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ　　　ているものをいう。　　２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和２２年法律第２６号）　　　第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校　　　及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。　　３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。　　４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のないと　　　きは，未成年後見人）をいう。 |

いじめを理解するに当たっては，次のことに留意します。

〇いじめを受けた児童の中には，「いじめを受けたことを認めたくない」，「保護者に心配をかけたくない」などの理由で，いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから，いじめに当たるか否かの判断は表面的•形式 的に行うのでなく，いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ，法の定義に 基づき判断し，対応する。

○インタ一ネットを通じたいじめなど，本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ，当

該児童が心身の苦痛を感じていない場合も，いじめと同様に対応する。

○児童の善意に基づく行為であっても，意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を

感じさせてしまい，いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童

としてだけではなく，加害児童としても巻き込まれることや被害，加害の関係が比

較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ，対応する。なお，軽い言葉 で相手を傷つけた

が，すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な 関係を再び築くこと

ができた場合等においては，学校は，いじめという言葉を使わず指導するなど，柔軟な

対応による対処も可能である。

○けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグル一プ内で行われているとして，けんかやふざけ合いを軽く考え，気付いていながら見逃してしまうことがないよう，ささいに見える行為でも，表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

〇児童が互いの違いを認め合い，支え合いながら，健やかに成長できる環境の形成を図る観点から，例えば，障害のある児童等，学校として特別な配慮を必要とする児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

２　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては，次のようなものがあります。

〇冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

〇仲間はずれ，集団による無視をされる。

○軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。

〇ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。

〇金品をたかられる。

〇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

〇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

〇パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。など

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

　「いじめ防止対策推進法」では，学校及び学校の教職員の責務（第８条）と，保護者

の責務等（第９条）が定められています。

　保護者の責務としては，保護する児童がいじめを行うことのないよう，当該児童に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めることや，保護する児童がいじめを受けた場合には，適切に当該児童をいじめから保護すること，学校等が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めることが定められています。

　本校及び本校の教職員は，法に基づき，保護者，地域住民，児童相談所その他の関係

者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，児

童がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速に対処します。

（１）いじめの防止

　　　いじめはどの子供にも起こりうることから，何よりも，児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組が大切です。

　　　そのため，児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校

生活を送ることができ，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し，活躍でき

る授業づくりや集団づくりに努めます。

　　　また，未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについて，日常の児童

　　の行動の様子や定期的なアンケート調査などで検証し，どのような改善を行うのか，

どのような新たな取組を行うかなどを定期的に検討するなど，PDCAサイクル（取

組の計画－実行－点検－見直し）に基づいた取組を行います。

（２）いじめの早期発見と認知

　　　いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装

　　って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認

　　識し，たとえ，ささいな兆候であっても，早い段階から複数の教職員で的確に関わ

　　り，いじめを軽視することなく，積極的に認知します。

　　　また，日頃から教職員による見守り活動を行うなど，児童が示す小さな変化や心

のサインを見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児

童の情報交換を行い，情報の共有に努めます。

（３）いじめへの対処

　　　いじめを発見したり，通報を受けたりした場合は，特定の教職員で抱え込まず，

　　速やかに学校全体で組織的に対応します。

　　　いじめられた児童を守り通すとともに，教育的配慮の下，毅然とした態度でいじ

めた児童を指導します。当該保護者の協力を得て，必要に応じて関係機関等と連携

を図るなど，学校全体で組織的にいじめの解消に努めます。

**Ⅱ　学校が実施するいじめ防止等の取組**

１　自校のいじめの実態及び目標

【令和4年度の本校のいじめの実態】

|  |
| --- |
| ○校内いじめ対策組織で認知したいじめはなかったが，気になる児童，児童の言動について，日常的に情報共有し，指導の手立て確立など組織的に対応した。○いじめ把握のためのアンケート調査の中で「嫌な思いをしたことがある」と訴えが０％であった。○児童アンケート・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童が１００％ |

【令和5年度目標】

|  |
| --- |
| １.全校（1）「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」児童の１００％を維持する。（2）「誰にも相談しない」と回答する児童が０％を維持する。２.指導部（1）いじめ対策組織を中心に「早期発見・事案対応マニュアル」に基づき、いじめの未然防止，早期発見、積極的認知、迅速な対応、解消を目指す。３.教職員（1）人事評価シートにいじめ防止に関する個人目標、手立てを設定し、取組の自己評価及び改善を図る。４.児童自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実（1）児童会を中心に児童自らがいじめの未然防止について取り組む活動を充実させ，目標の達成を図る。 |

２　いじめ防止等の対策のための組織の設置

　　「いじめ防止対策推進法」第２２条では，「学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また，「国の基本方針」では，「法第２２条は，学校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため，組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」，「組織的対応の中核として機能するような体制を，学校の実情に応じて決定する」，「必要に応じて，心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，弁護士，医師，警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

　　本校では，いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく，組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし，いじめの防止や早期発見，対処について，より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

　　そのため，法に基づき，校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校　いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については，「学校いじめ防止基本方針」　に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム＊P１６参照）の作成や　実施の際に，児童や保護者の代表，地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し，いじめへの対処等は，必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，スクールサポーターなどの外部専門家等を加え，組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

（１）組織の役割

　　①未然防止

 　ア）いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

　　②早期発見・事案対処

 　ア）いじめの相談・通報を受け付ける窓口

　　　イ）いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の

問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

　　　ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩み

を含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関

係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握とい

じめであるか否かの判断

 　エ）いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の

決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

　　③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

　　　ア）本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正

　　　イ）いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

　　　ウ）本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実

施と見直し

（２）いじめ対策組織（名称：富磯小いじめ対策チーム）

校　長

教　頭

※特別支援教育コーディネーター（兼務）

※児童会担当者（兼務）　　　　※道徳教育推進教師（兼務）

※情報教育担当教諭（兼務）

生徒指導部長

教務主任

養護教諭

【年間計画の作成や実施，やいじめ防止の取組の実施等】

児童の代表，保護者の代表，学校評議員

【いじめへの対処等】

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー等

３　いじめの防止等に関する措置

（１）いじめの防止のための措置

　　①いじめについての共通理解

　　　ア）いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員

　　　　　会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。

　　　イ）いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

　　②いじめに向かわない態度・能力の育成

　　　ア）教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や，読書活動・体験活動な

　　　　　どの推進により，児童の社会性をはぐくむ取組を進めます。

　　　イ）幅広い社会体験，生活体験の機会を設け，他人の気持ちを共感的に理解でき

　　　　　る豊かな情操を養うとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互い

　　　　　の人格を尊重する態度を育てます。

　　③いじめが生まれる背景と指導上の注意

　　　ア）いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関

　　　　　わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスに

　　　　　ならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。

　　　イ）教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめ

を助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

　　④自己有用感や自己肯定感をはぐくむ指導の充実

　　　ア）教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じること

ができる機会を全ての児童に提供し，自己有用感を高めるよう努めます。

　　　イ）自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設け

　　　　　るなどの工夫に努めます。

　　　ウ）自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていく

　　　　　ものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進めます。

　　⑤児童自らがいじめの未然防止について考え，取り組む指導の充実

　　　ア）児童自らが，いじめの問題について，主体的に考え，いじめの防止を訴える

取組を児童会を中心に進めます。

　　　イ）児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意

義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

　　　ウ）児童が傍観者とならず，学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

（２）早期発見のための措置

　　①日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチ

ェックシート」\*P12参照の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に

努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。

　　②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利

用や関係機関等の電話相談窓口＊P13参照について周知し，いじめについて相談しや

すい体制を整備します。

（３）いじめに対する措置

　　①いじめの発見・通報を受けたときの対応

　　　ア）遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさ

　　　　　せます。

　　　イ）いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策

組織の計画に基づき，日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」

＊P12参照の活用など，いじめの再発や新たないじめが起きないよう見守ります。

　　　ウ）児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ち

に警察等関係機関と連携し，適切な援助を求めます。

　　②いじめられた児童及びその保護者への支援

　　　ア）いじめられた児童から､事実関係の確認を迅速に行い､当該保護者に伝えます。

　　　イ）いじめられた児童の見守りを行うなど､いじめられた児童の安全を確保します。

　　　ウ）必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールサポーターなど外部専門家

　　　　　の協力を得て対応します。

　　③いじめた児童への指導及びその保護者への助言

　　　ア）いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが

確認された場合，いじめを止めさせ，その再発を防止します。

　　　イ）いじめた児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，健全な人格の

発達に向けた指導を行います。

　　　ウ）事実関係の確認後，当該保護者に連絡し，以後の対応を適切に行えるよう保

　　　　　護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行います。

　　④いじめが起きた集団への働きかけ

　　　ア）いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさ

せることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。

　　　イ）学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶

　　　　　しようという意識を深めます。

　　⑤インターネット上のいじめへの対応

　　　ア）情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。

　　　イ）学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。

　　　ウ）不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに

削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切

な援助を求めます。

（４）いじめの解消

　　①いじめが「解消している」状態（解消の２要件）

　　　　単に謝罪をもって安易に解消とせず，次の２つの要件が満たされている場合，

解消と判断します。

　　　ア）いじめられた児童へのいじめとされた行為が，目安として少なくとも３か月

止んでいる状態が，継続していること。

※いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必用と判断される場合は，この目安に関わらず，教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により，長期の期間を設定する。

　　　イ）いじめられた児童本人及びその保護者に対し，面談等を行った結果，いじめ

られた児童が，心身の苦痛を感じていないと認められること。

　　②観察の継続

　　　ア）いじめが「解消している」状態とは，あくまでも一つの段階に過ぎないため，

いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ，「いじめ発見・見守りチ

ェックシート」＊P12参照を活用するなど，児童や学級等の観察を注意深く続け

ます。

　　　イ）いじめが解消していない段階では，いじめられた児童を徹底的に守り通し，

安全・安心を確保します。

**早期発見・事案対応マニュアル**

**【いじめの把握】**

○ 学級担任及び学級担任以外の教職員による発見

○ アンケート調査による発見

○ 学校以外の関係機関からの情報

○ 児童（本人を除く）からの情報

○いじめを受けた 児童や保護者からの情報

○ 養護教諭による発見

○ スクールカウンセラー等の相談員による発見

○ 本人からの訴え

○ 地域住民等からの情報

○ その他

**【**いじめの報告**】**（いじめ対策組織会議の開催）

 ○ 把握者→（学級担任等）→生徒指導担当者→教頭→校長

**【**事実確認・指導方針決定**】**（いじめ対策組織における協議）

□事実関係の把握 　□いじめ認知の判断 □指導方針の確認　　 □個別指導の検討

□役割分担(対応チームの編成) □全教職員による共通理解　□SCや関係機関との連携

教育委員会への報告

**【**いじめへの対処**】**（いじめ対策組織による対処）

○ いじめを受けた児童への支援　　　　　　　　○ いじめを行った児童への指導

○ 周囲の児童への働きかけ　　　　　　　　　　○ いじめを受けた児童の保護者への支援

○ 教育委員会への報告　　　　　　　　　　　　○ いじめを行った児童の保護者への指導助言

○ 教育委員会いじめ早期対応チームやスクールカウンセラー等の派遣要請

○ 関係機関への相談（稚内児童相談所，稚内市教育相談所，警察等）

○ いじめの解消の判断

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | いじめを受けた児童 | いじめを行った児童 | 周囲の児童 |
| 校　内 | □いじめの行為から，徹底して守り通す。□安全確保のための巡視体制を強化する。□３か月を目安としたいじめ解消に向け，組織的に注視するとともに，継続して自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。 | □他者の人権を侵す行為であることに気付かせ，他者の痛みを理解させる。□いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させる。□不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。 | □周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。□いじめを傍観したり，はや　し立てたりする行為は許されないことに気付かせる。□自分の問題として捉え，い　じめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。 |
| 保護者 | □いじめに関する事実経過を説明する。□今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。 | □事実経過を説明し，家庭における指導を要請する。□いじめを受けた児童及び保護者への謝罪について協議する。 | □当該児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮の下，個人情報に留意し，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。 |

　　○いじめ対策組織におけるいじめ解消の判断（※解消の２要件を踏まえる）

【再発防止に向けた取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **○** **原因の詳細な分析**　□事実の整理，指導方針の再確認　　□必要に応じて外部の専門家等による助言**○** **学校体制の改善・充実**　□生徒指導体制の点検・改善　□教育相談体制の強化やスクールカウンセラーの派遣要請等　□児童理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施 | **○** **教育内容及び指導方法の改善・充実**　□児童の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の見直し　□豊かな心を育てる指導の工夫　□分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を獲得させる指導など，授業改善の取組  | **○** **家庭，地域との連携強化**　□教育方針等の情報提供や教育　　　活動の積極的な公開　□アンケート，学校関係者評価　　　等に基づく学校評価の実施　□ＰＴＡ活動や地域行事への積極的な参加による児童の豊かな心の醸成 |

**いじめ発見・見守りチェックシート**

　　年　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富磯小いじめ対策チーム

|  |  |
| --- | --- |
| 朝の会・帰りの会 | □遅刻・欠席・早退が増えた。□顔色，雰囲気などが普段の様子と違う。□表情がさえない，おどおどしている，うつむいていることが多い。□イライラして，物にあたる。 |
| 授業の開始時 | □一人遅れて教室に入る。□泣いていたり，泣いた形跡があったりする。□机の上や中が汚されている。□机や椅子が乱雑にされている。□周囲が何となくざわついている。□座席が替わっている。 |
| 授業中 | □特定の児童の名前が何度も話題になる。□グループ分けや班活動で孤立しがちである。□配付物がきちんと配られない。□発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。□冷たい視線が注がれる。□教科書やノートに落書きされる。□保健室に頻繁に行こうとする。 |
| 休み時間 | □職員室や保健室に頻繁に行く。□先生の近くに居ることが多い。□特定の児童を避ける動きが見られる。□一人でぽつんとしている。□特定の児童を囲むように児童が集まる。□遊びでいつも苦しい立場に立たされる。□格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。□侮蔑の言葉が特定の児童に対して向けられる。□集団でトイレに行って，なかなか出て来ない。 |
| 給食時 | □配膳すると嫌がられる。□食べ物にいたずらされる。□望まないおかずを多く盛られる。□食べ物を他人に取られる。□グループから外れて一人で食べる。 |
| 清掃時 | □嫌な作業をいつもやらされる。□最後まで一人で作業をやらされる。 |
| 放課後 | □急いで一人で帰る。□先生に何か言いたそうにしている。□他の児童の分まで荷物を持たされる。 |
| その他 | □成績が急に下がる。□服が汚れていたり，不自然な乱れていたりする。□理由がはっきりしていないあざや傷がある。□日記，作文，絵画，答案等に気になる表現や描写がある。□持ち物に落書きされたり，靴や傘を隠されたりする。□教室の壁や掲示物に，あだ名や悪口などを落書きされる。□悪口を言われても，愛想笑いをする。□人権を無視したようなあだ名を付けられる。 |
|
| ◆児童のささいな変化に気付き，気付いた情報は抱え込まず，学校いじめ対策組織において確実に共有し，速やかに対応を*！*◆日常の児童とのふれあいを大切に*！*◆気付いたことを，５Ｗ１Ｈ（いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど，学校全体で早期発見を*！* |

**主　な　相　談　窓　口**



**◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）**

　＜住　　所＞〒060-8544　札幌市中央区北３条西７丁目道庁別館８階

　＜電話番号＞０１２０－３８８２－５６

　＜受付時間＞毎日２４時間

**◆少年相談１１０番（北海道警察本部）**

　＜住　　所＞〒０６０－８５２０　札幌市中央区北２条西７丁目

　＜電話番号＞０１２０－６７７－１１０

　＜受付時間＞月～金　８：４５～１７：３０

**◆旭川児童相談所稚内分室**

　＜住　　所＞〒０９７－０００２　稚内市潮見１丁目１１番地

　＜電話番号＞０１６２-３２-６１７１

　＜受付時間＞

 　月～金　８：４５～１７：３０

**◆宗谷教育局／宗谷教育局教育相談電話・いじめ・不登校**

　＜住　　所＞〒０９７-０００１　稚内市末広４丁目２－２７

　＜電話番号＞0162-33-7630

**◆稚内市教育相談所**

　＜住　　所＞〒０９７-０００１　稚内市富岡１丁目１－２

　＜電話番号＞0162-73-1903

**◆稚内市　家庭児童相談室**

　＜住　　所＞〒０９７-８６８６　稚内市中央3丁目1-15（市役所1階）

　＜電話番号＞0162-23-6523

**◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。**

 　 事前に都合の良い日時をお知らせください。

　　 　稚内市立富磯小学校　 ＴＥＬ７７－２０２１

**Ⅲ　その他の事項**

１　学校評価を踏まえた取組の充実

　　学校評価において，いじめ防止のための取組に係る達成目標を設定し，目標に対す

　る具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善・充実に取り

組みます。

２　校内研修の充実

　　全ての教職員の共通認識を図るため，いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等　に関する校内研修を計画的に行います。

　　スクールカウンセラーや，稚内市教育相談所のスクールソーシャルワーカーや臨床心理士等を活用し，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修の実施に努めます。

３　校務の効率化

　　教職員が児童と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう，管理職は，一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し，組織的体制を整えるなど，校務の効率化を図ります。

４　地域や家庭との連携

　　学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに，年度始めの保護　者懇談会等における説明により，家庭や地域に対して，いじめの問題の重要性につい　て認識を広めます。また，学校だよりや学校ホームページ等を通じて，いじめの防止等に関わる児童の自主的な活動や学校の取組等を積極的に発信し，家庭や地域と共通理解を図り，緊密に連携します。

**Ⅳ　その他の事項**

１　重大事態とは

（１）いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生

　　じた疑いがあると認めるとき。

（２）いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀

　　なくされている疑いがあると認めるとき。

（３）児童や保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

　　　＊重大事態か否かの判断は，「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」，「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

２　学校における重大事態の対処

（１）重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は，速やかに教育委員会に報告　　　し，「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。

（２）学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は，第三者を加えた「調査組織」において実施し，事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。

（３）調査結果は，被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

３　重大事態対応フロー図

【学校】重大事態の発生

【重大事態発生の報告】

①学校から教育委員会へ

②教育委員会から市長へ

③教育委員会から北海道教育委員会へ

【調査主体の判断】○教育委員会が事案の特性や経緯等により判断

【教育委員会】

調査組織の設置

※教育委員会の附属期間による調査

【学　校】

調査組織の設置

※学校いじめ対策組織に第三者を加えた組織や

学校が立ち上げた第三者組織による調査

【調査の実施】

○質問紙、聴取り等による調査

【必用に応じた際調査の実施】

○市長が必用と判断するときは，再調査を実施

※附属期間による再調査

【調査結果の情報提供・報告】

①教育委員会又は学校からいじめられた

児童及び保護者に対する情報提供

②教育委員会から市長への報告

【再調査結果の情報提供・報告】

①教育委員会又は学校からいじめられた児童及び保護者に対する情報提供

②市長から市議会への報告

【⑥調査結果を踏まえた対応】

 当該調査に関わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

【関係機関】

 ○ 稚内警察署

 ○ 少年サポートセンター

 ○ 旭川児童相談所稚内分室

○ 稚内市教育研究所等



**Ⅴ　学校いじめプログラム**



＜別紙＞

　　　　　 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

|  |
| --- |
|  いじめが発見されにくい原因の一つは，お子様が，保護者に心配をかけたくない，いじめられていることが恥ずかしい，いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え，事実を隠そうとすることにあります。　しかし，いじめられているお子様の言動には，何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば，いじめの兆候を見付けることが可能です。　次の観察ポイントを参考に，少しでも気になることがあれば，担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。 |
|

|  |  |
| --- | --- |
|  | **第１段階 観察しましょう** □｢行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。□兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。□保護者への反発が強くなる。□食欲がない。□寝言などでうなされることがある。□勉強に身が入ってないように見える。□帰宅時に洋服が汚れていたり，破れていたりする。□最近，よく物をなくす。□学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い，具体的に答えない。□メールやブログ等を今まで以上に気にする。□友達から呼び出される。□頭痛，腹痛を訴え，登校を渋る。□学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き，破れ）□保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き，破れ）□学校行事に来ないでほしいと言う。□学校からのプリントを見せない。□放心状態でいることがよくある。□何もしていない時間が多い。□倦怠感，疲労，意欲の低下が見られる。□無理に明るく振る舞っているように見える。 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **第２段階 いじめられている可能性を疑い，学校に相談しましょう** □「行ってきます」「ただいま」を言わない。□気分の浮き沈みが激しい。□兄弟姉妹にあたることが増える。□理由もなくイライラする。□食欲が無くなり，家族と一緒に食事をしない。□成績やテスト結果が急に下がる。□制服や衣服の汚れが顕著になる。□物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。□学校のことを詳しく，具体的に聞こうとすると怒る。□メールやブログ等を見ようとしない。□いたずら電話がよくかかってくる。□ちょっとした音に敏感になる。□友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。□親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。□学校や友達の話題を避けるようになる。□持ち物への落書きがある。□衣服，制服，靴などを親の知らないところで自分で洗う。□原因不明の頭痛，腹痛，吐き気，食欲低下等の身体症状が見られる。□登校を渋る。□身体を見せたがらない。□外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。 |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **第３段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。**□急に誰かを罵ったりする。□かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。□身体に理由のはっきりしない傷跡があり，隠そうとする。□身体にマジックによるいたずらがある。□急に友達関係が変わる。□友達から頻繁に呼び出される。□学校と家庭で話す内容に食い違いがある。□悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。□部活動を休むことが多くなり，急にやめると言い出す。□学校を転校したいと言い出す。□金遣いが荒くなったり，保護者の金を持ち出したりするようになる。□以前では考えられないような非行行動が見られる。□自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。□日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。 |
|